



【審査対象建築物等】

1. 審査対象建築物等

建築物：法第 6 条第 1 項第 2 号および第 3 号の住宅に限る

2. 業務エリア

- 前橋土木事務所建築係：渋川市（※1）、北群馬郡榛東村、吉岡町、佐波郡玉村町
- 高崎土木事務所建築係：藤岡市（※1）、富岡市（※1）、安中市（※1）、多野郡上野村、神流町、甘楽郡下仁田町、南牧村、甘楽町
- 中之条土木事務所建築係：吾妻郡中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町
- 沼田土木事務所建築係：沼田市（※1）、利根郡片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
- 太田土木事務所建築係：みどり市（※1）、邑楽郡板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

※1 建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号（階数が 2 以下かつ延べ面積が 300 ㎡以下かつ高さ 16m 以下の木造建築物に限る）および第 3 号の建物については、所管行政庁である各市役所が提出窓口となります。（ただし、法令に基づき知事の許可を必要とするものは、全て表内各土木事務所が提出窓口となります。）

3. 対象手続き

確認申請、計画変更確認申請

※本申請に関する留意事項は別紙をご確認ください。

## ●留意事項

### 【審査対象建築物等】

#### 1. 審査対象建築物等

建築物：法第6条第1項第2号および第3号の住宅に限る

#### 2. 業務エリア

##### ■前橋土木事務所建築係

渋川市（※1）

北群馬郡榛東村、吉岡町

佐波郡玉村町

##### ■高崎土木事務所建築係

藤岡市（※1）

富岡市（※1）

安中市（※1）

多野郡上野村、神流町

甘楽郡下仁田町、南牧村、甘楽町

##### ■中之条土木事務所建築係

吾妻郡中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町

##### ■沼田土木事務所建築係

沼田市（※1）

利根郡片品村、川場村、昭和村、みなかみ町

##### ■太田土木事務所建築係

みどり市（※1）

邑楽郡板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

※1 建築基準法第6条第1項第2号（階数が2以下かつ延べ面積が300㎡以下かつ高さ16m以下の木造建築物に限る）および第3号の建物については、所管行政庁である各市役所が提出窓口となります。（ただし、法令に基づき知事の許可を必要とするものは、全て表内各土木事務所が提出窓口となります。）

※2 建設地が前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市の場合は、このページから提出することはできません。

#### 3. 対象手続き

確認申請、計画変更確認申請

### 【申請データの作成について】

1. 添付する図面のサイズはA3以下としてください。
2. 図面は1ファイル1枚とし、日本語でわかりやすいファイル名としてください。
3. 建築計画概要書第三面の図書は、図書区分を「付近見取図・配置図」に設定してください。
4. 添付する図面等は、以下ファイル形式としてください。
  - ・工事届を除く図面等：PDF ファイル
  - ・工事届：Excel ファイル
5. 建築計画概要書第一面および第二面は、申請データから自動作成されますので、提出不要です。

## 【注意事項】

1. 事前審査制となります。事前審査にて書類の補正が完了した後、申請を受付します。
2. 本システムによる確認申請の受理日は、以下のとおりとします。
  - ・開庁日の午後 5 時 15 分までに納付した場合：手数料を納付した日
  - ・開庁日の午後 5 時 15 分以降又は閉庁日（土曜、日曜及び休日等）に納付した場合  
：手数料を納付日の翌開庁日※手数料納入は、事前審査後に土木事務所によりご案内いたします。
3. 手数料の納付方法は、別システム（LoGo フォーム）にてクレジットカード又は PayPay による電子納付のみです。なお、領収証は発行できませんので、ご注意ください。
4. 確認済証の交付は、「①電子データ（PDF）による交付」または「②紙による交付」となります。
  - ①電子データ（PDF）による交付  
申請時にご申告ください。決裁後、システム上にアップロードする確認済証データをダウンロードしていただきます。  
※電子データによる交付の場合は、確認済証における公印は省略させていただきます。
  - ②紙による交付  
【1】土木事務所窓口または【2】郵送にて交付します。申請受付後に、システム上でご希望の交付方法（【1】または【2】）を確認いたします。  
  
※郵送を希望する場合は、送付先を記載したレターパック等を土木事務所に提出することで、郵送により交付することが可能です（郵送にかかる費用はご負担いただきます。）。  
なお、普通郵便による認定書の不着や遅延について、土木事務所では責任を負いかねますので、配達記録が残るレターパックプラスやレターパックライト等による送付方法としてください。
5. 電子申請においては、紙による副本の返却はありません。收受印を押した申請書第一面は、システム上で返却します。他の図書は、システム上にてアップロードいただいたファイルが副本となります。必要に応じてダウンロードしてください。
6. 質疑応答など申請者と行政庁の連絡は、原則、電子申請受付システム上で行います。なお、必要に応じて、電話連絡する場合がございますので、ご了承ください。